

第9章

コストに影響を及ぼす要因

財とサービスの費用

米国労働省労働統計局の消費者支出調査では、家計支出の記録と調査を用いて、米国の消費者の購買傾向が示されている。支出には、購入した財とサービス（購入時に支払済であるか否かを問わない）およびすべての売上税と物品税が含まれる。

所得、家族構成員の年齢、居住地、個人の趣味・嗜好は支出に影響を与える。居住地は、自動車保険、住宅所有者保険の費用に影響を与えることが多い。農村の世帯は都市の世帯より自動車保険の支出が少ない。住宅建設費用の地域格差は、住宅所有者保険への支出に影響を与える。自動車保険料は、自動車の台数や種類、自動車を誰が何処で運転するのかといったことに加え、市場での競争の度合いや、賠償請求者に対する賠償方法、すなわちノーフォールト制度か伝統的な不法行為賠償責任制度か、といった要因により影響を受ける。

総家計支出に占める保険料支出とその他の消費支出の割合：1990年～2016年¹（単位：%）

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2014年	2015年	2016年
住居	30.0	31.7	31.7	31.9	33.7	32.6	32.1	32.1
交通	15.9	16.4	17.5	16.0	13.9	14.9	15.0	15.8
食料	15.0	14.0	13.6	12.8	12.7	12.6	12.5	12.6
退職年金 ²	8.8	8.0	7.8	10.4	10.5	10.1	10.7	11.4
保険料合計	5.8	6.8	6.3	6.5	7.3	8.8	8.7	8.9
健康保険	2.0	2.7	2.6	2.9	3.8	5.4	5.3	5.5
自動車保険	2.0	2.2	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0
住宅所有者保険	0.5	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8
生命保険	1.2	1.1	1.0	0.8	0.6	0.6	0.6	0.5
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	³	0.1	³	³
その他	10.6	10.2	10.5	10.4	10.4	10.0	10.1	8.5
娯楽	5.0	5.0	4.9	5.1	5.2	5.1	5.1	5.1
衣料	5.7	5.3	4.9	4.1	3.5	3.3	3.3	3.1
ヘルスケア	3.1	2.7	2.8	2.8	2.8	2.7	2.4	2.5

¹ 2016年のデータに基づく順位。

² 2016年においては、退職目的の給与控除である社会保障（退職年金支出の72%）および政府・民間年金プラン（12%）等ならびに給与控除ではなく預け入れられる個人退職口座（15%）が大部分である。

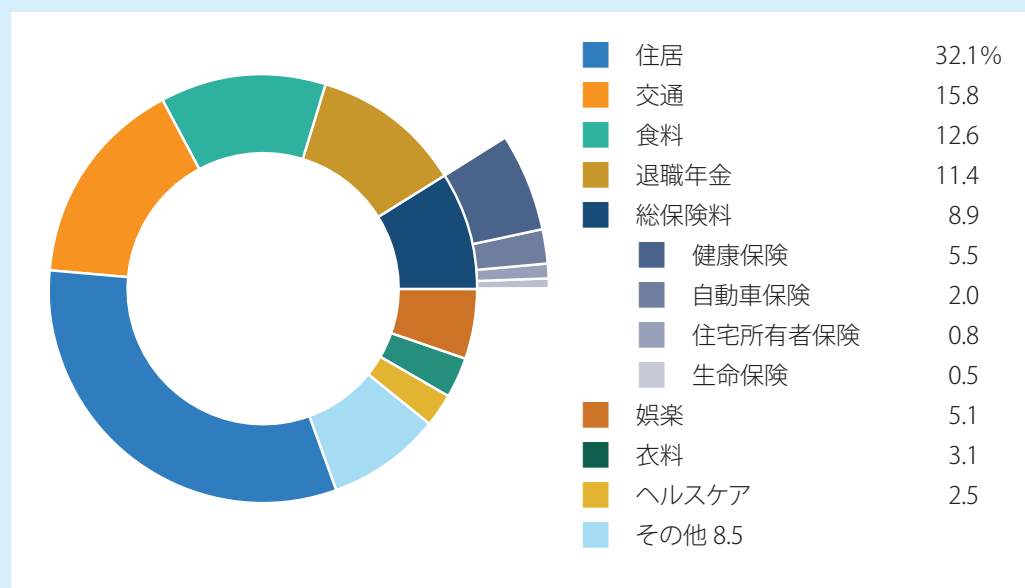
³ 0.1%未満。

注：四捨五入の関係で合計値は100%にならない。

出典：米国労働省労働統計局

9. コストに影響を及ぼす要因 財とサービスの費用

家計支出に占める保険料支出の割合：2016年



注：構成要素の合計は四捨五入の関係で 100%にならない。

出典：米国労働省労働統計局

2016年、家計支出に占める保険料支出の割合は8.9%と、2015年から0.2ポイント上昇した。健康保険の割合は0.2ポイント、自動車保険の割合は0.1ポイント上昇したが、生命保険の支出割合は0.1ポイント低下、住宅所有者保険は横ばいであった。

消費者物価

米国労働省労働統計局の発表する消費者物価指数（CPI）は、消費者が支払った価格を、代表的な財やサービスのバスケットとして変化を追うものである。2017年の生計費（全費目）は2.1%上昇した。自動車保険料は7.7%、病院サービス費用は4.5%と、これを上回る上昇率となることが見込まれる。借家人保険および家財に関わる保険は0.7%、医療費も2.5%上昇している。

9. コストに影響を及ぼす要因
財とサービスの費用

保険および関連費目の消費者物価指数と年上昇率：2008年～2017年
(基準：1982年～1984年=100)

年	生計費(全費目)		自動車保険		医療関連費目		医師費用		病院サービス費用 ¹	
	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)
2008	215.3	3.8	341.5	2.5	364.1	3.7	311.3	2.7	197.2	7.4
2009	214.5	-0.4	357.0	4.5	375.6	3.2	320.8	3.0	210.7	6.9
2010	218.1	1.6	375.2	5.1	388.4	3.4	331.3	3.3	227.2	7.8
2011	224.9	3.2	388.7	3.6	400.3	3.0	340.3	2.7	241.2	6.2
2012	229.6	2.1	402.5	3.6	414.9	3.7	347.3	2.1	253.6	5.1
2013	233.0	1.5	419.4	4.2	425.1	2.5	354.2	2.0	265.4	4.7
2014	236.7	1.6	437.2	4.2	435.3	2.4	359.1	1.4	278.8	5.0
2015	237.0	0.1	460.6	5.4	446.8	2.6	366.1	1.9	290.1	4.1
2016	240.0	1.3	489.1	6.2	463.7	3.8	378.1	3.3	303.3	4.5
2017	245.1	2.1	526.9	7.7	475.3	2.5	380.1	0.5	318.2	4.9
2008～2017年 上昇率(%)		13.8%		54.3%		30.6%		22.1		61.4
年	自動車修理費		新車合計		新車乗用車		新車トラック ²		中古自動車 中古トラック	
	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)	指数	上昇率(%)
2008	239.7	3.2	134.2	-1.5	135.4	-0.3	137.1	-2.6	134.0	-1.3
2009	248.5	3.7	135.6	1.1	136.7	0.9	138.8	1.3	127.0	-5.2
2010	254.4	2.4	138.0	1.8	138.1	1.0	142.7	2.8	143.1	12.7
2011	259.9	2.2	141.9	2.8	142.2	3.0	146.5	2.7	149.0	4.1
2012	264.9	1.9	144.2	1.7	144.2	1.4	149.4	1.9	150.3	0.9
2013	271.0	2.3	145.8	1.1	144.9	0.5	151.8	1.6	149.9	-0.3
2014	278.0	2.6	146.3	0.3	144.5	-0.3	153.6	1.1	149.1	-0.5
2015	280.8	1.0	147.1	0.6	144.4	-0.1	155.4	1.2	147.1	-1.3
2016	287.6	2.4	147.4	0.2	143.7	-0.5	156.4	0.6	143.5	-2.5
2017	294.5	2.4	147.0	-0.2	142.7	-0.7	156.6	0.1	138.3	-3.6
2008～2017年 上昇率(%)		22.8		9.5		5.4		14.2		3.2

(続く)

9. コストに影響を及ぼす要因 財とサービスの費用／詐欺

保険および関連費目の消費者物価指数と年上昇率：2008年～2017年（続き）
（基準：1982年～1984年=100）

年	借家人保険および家財に関わる保険 ^{3,4}		住宅修繕費目 ^{3,5}		弁護士費用等		中古の1世帯住宅	
	指数	上昇率 (%)	指数	上昇率 (%)	指数	上昇率 (%)	価格の中央値 (千ドル)	上昇率 (%)
2008	118.8	1.6%	170.0	5.5%	270.7	4.0%	\$198	-9.5%
2009	121.5	2.2	176.0	3.5	278.1	2.7	172	-13.1
2010	125.7	3.5	181.7	3.2	288.1	3.6	173	0.6
2011	127.4	1.4	NA	NA	297.4	3.2	166	-4.0
2012	131.3	3.1	198.7	NA	303.5	2.0	177	6.6
2013	135.4	3.1	206.7	4.0	311.8	2.8	197	11.3
2014	141.9	4.8	212.4	2.8	318.5	2.1	208	5.6
2015	146.4	3.2	220.1	3.6	323.6	1.6	224	7.7
2016	147.7	0.9	226.3	2.8	334.5	3.4	236	5.4
2017	148.8	0.7	239.3	5.8	346.4	3.6	249	5.5
2008～2017年 上昇率 (%)		25.2		40.8		27.9		25.8

¹ 1996年12月を100とする。

² 1983年12月を100とする。

³ 1997年12月を100とする。

⁴ 賃借物件を補償対象とする保険のみ。

⁵ 家庭用電気機器、家具の修繕、屋内補修を含む。

NA = データ入手不能。

注：消費者物価指数上昇率（2007年以降）と中古1世帯住宅価格中央値の上昇率（全年）は四捨五入前のデータから算出。

出典：米国労働省労働統計局、アメリカ不動産管理士協会

詐欺

保険詐欺は、保険会社もしくは代理店に対してまたはそれらによって、金銭的利益を目的として行われる意図的な詐欺行為である。保険詐欺は、保険取引の様々な局面において、保険の申込人、契約者、第三者である保険金請求者、保険金請求者にサービスを提供する専門家によって行われうる。保険代理店や保険会社の従業員も、保険詐欺を犯すことがありうる。一般的な詐欺の手口には、水増し（保険金の過大請求）、保険申込書上の不実記載、架空の傷害または損害に対する保険金請求、擬装事故がある。

問題の規模

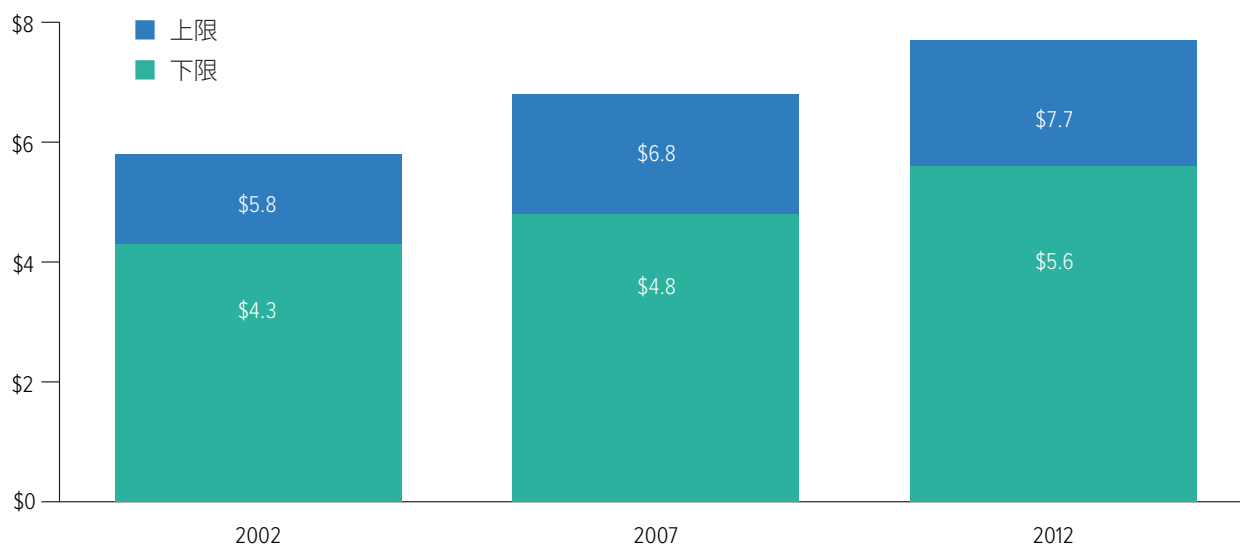
詐欺による損害額を正確に知ることは難しい。1980年代後半、米国保険情報協会はクレーム・アジャスターの聞き取り調査を行い、毎年、損害保険業界の発生損害額および損害調査費の10%程度が詐欺によるものであるとの結論を出している。この比率をそのまま当てはめれば、2012年から2016年までの5年間、損害保険詐欺は毎年350億ドル程度に達していたと考えられる。この数字は種目や景気動向、その他の要因で変動することが考えられる。詐欺の手口も常に進化している。

9. コストに影響を及ぼす要因 詐欺

全米保険犯罪局 (NICB) によれば、保険詐欺は脱税に続き、被害額が 2 番目に大きな知能犯罪である。NICB は非営利組織 (NPO) であり、保険会社や捜査当局と協力して保険詐欺を含む保険犯罪の特定、発見、訴追等を行っている。また、詐欺に対する啓発活動も行っている (<https://www.nicb.org> を参照)。

インシュアランス・リサーチ・カウンシル (IRC) の推計によれば、2012 年、自動車対人賠償保険の支払い保険金は保険金詐欺によって 56 億ドルから 77 億ドル程度水増しされているとのことである。IRC は保険金が支払われた対人賠償保険金請求 35,000 件以上を調査、結果を 2016 年に「詐欺と自動車対人賠償保険金請求の水増し」と題する報告書にまとめているが、自動車対人賠償保険では、詐欺が支払い保険金の 15 ~ 17% を占めているとのことである。

自動車対人賠償の保険金支払いで詐欺によるもの：2002 年～2012 年¹ (単位：十億ドル)



¹ 自動車保険の対人賠償補償 (対人賠償、人身傷害補償、医療費補償、無保険運転者、過小保険運転者) の支払い保険金のうち、詐欺または水増しの割合。

出典：インシュアランス・リサーチ・カウンシル

保険金詐欺と戦う

詐欺行為を不法とする法制を整備する州は増えているものの、保険詐欺と最前線で戦っているのは保険会社である。2016 年までにすべての州およびワシントン D.C. で少なくとも一部の保険種目に関し保険詐欺を犯罪と分類する法制が制定され、詐欺通報に対して訴追免除が認められている。43 州とワシントン D.C. では詐欺担当局や詐欺担当部が設けられ、詐欺の通報を受け付けるほか、調査や訴追も行っている。20 州とワシントン D.C. では、保険会社に対し、保険詐欺を減少させるためのプログラムの策定、実施を求めている。社内に特別調査部門を設けている損害保険会社も多い。こうした特別調査部門では特別な訓練を受けた専門家が配置され、疑わしい保険金請求の調査を行うほか、詐欺犯の逮捕に向けて捜査当局捜査員や全米保険犯罪局などの団体と協力している。

9. コストに影響を及ぼす要因 詐欺

詐欺との戦いで最も効果的な手段の一つにデータ技術の採用があり、詐欺と識別するために必要な時間を短縮することができる。ハイテクに精通し、常に新たなスキームを開発している詐欺グループを相手にするためには、分析技術向上が必須である。保険詐欺分析手法開発を手掛ける企業によると、顧客向けにインターネットサービスを開始した保険会社は、その直後から組織的な偽装事故の証拠を目にするようになることが多いという。こうしたウェブサイトは、消費者からの保険申込みや保険引受けの弱点を詐欺団が悪用するのに都合が良く、多数の申込みを行って、どのような申込みをするとチェックに引っかかって追加情報を求められるのかを観察するなど保険会社のシステムの解明を図るのである。

従来のアプローチは、保険金を支払ってから詐欺の検知を行う「支払いと追跡」手法であったが、予想モデルや請求スコアリング、その他のツールを用いて保険金支払い前に詐欺を発見する手法へと改善されてきている。こうした新しい手法は、保険金の請求がなされた時に機能を発揮するもので、疑わしい保険金請求を追加調査が必要な案件として抽出し、疑わしい要素のない保険金請求は通常の処理に回すものである。多数の保険金請求を検査するデータマイニング・プログラムは、世界最大の保険金請求情報総合データベースである ISO の ClaimSearch など、保険業界の保険金請求データベースと連動させることで改善されてきている。データベース上に異常値を含むデータを検知することが可能なシステムを用いれば、アルゴリズムを開発して保険会社の保険金支払いを自動的に中止させることも可能となる。保険テクノロジーの専門家によれば、このアプローチを採用することで、詐欺による保険金支払いを 20～50%削減することができた保険会社もあるとのことである。パターンや査定人の注釈などの文章を解析することができるより新しいプログラムを用いれば、各種データ形式を検索してキーワードや文章のパターンを探すこともできる。労働者災害補償保険の保険金請求では、調査員は Facebook や Twitter、YouTube などのソーシャルメディア・サイトに目を通す。A.M. Best 社の記事によれば、ソフトウェア開発者は、保険金請求が正当なものであると仮定した場合、請求者には身体的に行えないであろう活発な動作を行っている動画などが誰でもアクセス可能なサイトに投稿されていないかを探索するシステムを提供している。

2016 年、保険詐欺対策連合 (Coalition Against Insurance Fraud) と SAS Institute は保険会社が保険詐欺と戦うためにどのようにテクノロジーを活用しているかを追跡調査し、「[保険詐欺テクノロジーの現状](#)」と題するレポートにまとめた。保険会社 86 社を対象にオンラインで行った調査によれば、2016 年には調査参加者の 61% が、詐欺と疑われる請求の発見件数が過去 3 年間に若干増加したと回答した。2014 年は 51% であった。同連合は詐欺が増加しているのか、また、テクノロジーの利用増等を含め保険会社の詐欺発見能力が向上しているのかを尋ねた。これによると、調査参加者の約 75% が、2016 年までに自社システムに何らかの詐欺防止の仕組みを組み込み済みであると回答している。この数字は 2012 年にはほぼ半数であった。保険金詐欺への対処を目的に導入したケースが最も多く、詐欺を検知するシステムは 76% の保険会社が使用していると回答した。過去 4 年では 65% であった。最も広く使われている方法は自動警報システムで、回答者の 90% が使用しているという。過去 4 年の 64% から使用率が上昇している。

訴訟問題

保険会社の防御費用

企業に対する訴訟は、保険料および訴えられた産業の製品とサービスに影響を与える。Travelers Insurance 2017 Business Risk Index によれば、米国のビジネスリーダーにとって法律上の賠償責任は2016年同様、第4位の懸念事項である。調査対象となったビジネスリーダー 1,203 人中 51%が法律上の賠償責任を若干、あるいは大いに懸念していると回答しており、この割合は2016年と同じであった。

世界の企業賠償責任保険市場上位 10：2014 年（単位：十億ドル）

順位	国	元受収入保険料		GDP ¹	賠償責任保険の割合 (%)	
		賠償責任	損害保険合計		対損害保険合計	対GDP ¹
1	米国	86.6	539.3	16,805.4	16.1	0.52
2	イギリス	10.6	101.0	2,713.9	10.5	0.39
3	ドイツ	8.6	92.9	3,751.9	9.2	0.23
4	フランス	6.7	83.3	2,812.5	8.1	0.24
5	日本	6.3	85.5	4,913.0	7.3	0.13
6	カナダ	5.0	50.6	1,831.0	9.9	0.27
7	イタリア	5.0	46.3	2,133.5	10.8	0.23
8	オーストラリア	4.9	32.7	1,501.0	14.9	0.33
9	中国	4.2	105.5	9,603.2	3.9	0.04
10	スペイン	2.1	31.2	1,369.5	6.9	0.16
	上記の市場合計	140.0	1,170.0	47,400.0	12.0	0.30
	すべての市場合計	165.0	1,600.0	77,400.0	10.3	0.21

¹ 国内総生産。

出典：Swiss Re 社

保険会社は訴訟から契約者を防御する義務を負っている。賠償責任を解決するための費用は、保険会社の財務諸表上、「防御費用および損失抑制費用」として記載される。この項目には防御費用、訴訟手続き費用、医療費損失抑制費用が含まれる。また調査、訴訟管理ならびに鑑定人、民間調査員、聴聞代理人および詐欺調査員への手数料といった経費も含まれる。さらに、応訴義務を負うため、弁護士報酬も発生する。たとえ保険でカバーしていない場合でも、弁護士を雇って、カバー範囲についての見解を得なければならない。保険会社の発生損害額に占める防御費用の割合は、製造物責任や医療過誤など一部種目で相対的に高い。これは医療事故に関する訴訟や、製薬会社への集団訴訟といった種類の訴訟は、防御費用が高額になるためである。例えば2016年に保険会社は製造物責任保険の発生保険金8億2,400万ドルに加え、解決費用8億4,500万ドルを支払っているが、これは発生保険金の102.5%に相当する。

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

防御費用および損失抑制費用の発生保険金に対する割合：2014年～2016年¹ (単位：千ドル)

	2014年		2015年		2016年	
	金額	発生保険金に対する割合(%)	金額	発生保険金に対する割合(%)	金額	発生保険金に対する割合(%)
製造物責任	953,008	85.0	1,037,580	70.5	844,602	102.5
医療過誤	1,873,518	44.3	1,867,891	53.7	1,920,552	50.3
企業総合 ²	2,085,336	38.9	1,978,730	34.7	2,151,790	35.0
その他の賠償責任	4,367,724	20.4	4,788,421	20.0	4,066,892	15.4
労働者災害補償	3,369,341	13.0	3,308,079	13.6	3,270,001	13.6
企業自動車賠償責任	1,266,020	10.6	1,541,634	11.3	1,486,922	9.9
個人自動車賠償責任	4,714,964	6.5	4,917,582	6.2	5,008,093	5.7
全賠償責任種目	18,629,911	13.1	19,439,917	12.8	18,748,852	11.4

¹ 再保険控除後、州基金を除く。

² 賠償責任部分のみ。

出典：S&P Global Market Intelligence 社を情報源とする全米保険庁長官会議 (NAIC) データ、米国保険情報協会

身体傷害に対する裁定額

訴訟の大半は法廷外での示談となる。Thomson Reuters 社の Jury Verdict Research のデータによれば、裁判がおこなわれて評決に至ったケースの身体傷害に対する裁定額の中央値は、2015年（入手可能なデータで最も新しいもの）は8万6,000ドルで、2014年の7万5,000ドルから増加している。平均裁定額もまた前年の104万4,614ドルから114万4,599ドルへと増加している。Thomson Reuters 社によれば、平均裁定額は少数の非常に高額な裁定額の影響を受ける可能性があり、中央値の方が裁定額をより良く表現している。裁定額の中央値が2015年で最も高額なものは、製造物賠償責任では輸送機器に関する訴訟における裁定で295万7,986ドル、医療過誤では出産に関する訴訟における裁定で232万210ドル、企業過失では製造業に対する訴訟における裁定で74万3,000ドルであった。

2014～2015年、身体傷害に対する裁定中、裁定額100万ドル以上となったものが全裁定額の20%を占め、2012～2013年の16%を上回った。2014～2015年、裁定額が100万ドル以上となったものが製造物賠償責任に関する裁定で72%、医療過誤に関する裁定では54%と比率が全種目中最も高くなっている。他方、自動車の賠償責任と施設賠償責任、個人賠償責任ではこの比率が全種目中最も低く、それぞれ9%、11%、15%となっている。

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

身体傷害に対する訴訟の裁定額の傾向：2009年～2015年¹（単位：ドル）

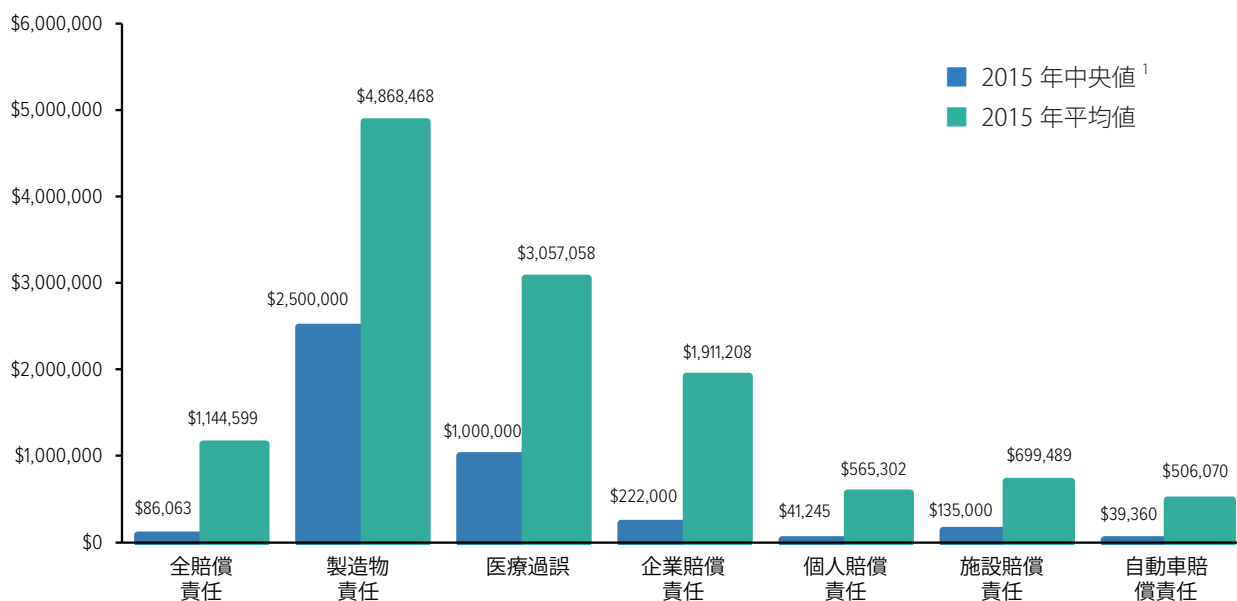
年	裁定額の中央値	確率範囲 ²	裁定額の範囲	裁定額の平均値
2009	40,000	9,887 ～ 207,828	1 ～ 77,418,670	750,392
2010	39,248	10,000 ～ 200,000	1 ～ 71,000,000	653,786
2011	60,462	12,258 ～ 343,907	1 ～ 58,619,989	782,358
2012	75,000	19,067 ～ 362,562	1 ～ 155,237,000	1,097,507
2013	70,000	16,000 ～ 300,000	1 ～ 165,972,503	1,010,202
2014	75,000	16,073 ～ 400,000	1 ～ 172,061,728	1,044,614
2015	86,063	20,000 ～ 490,294	1 ～ 88,246,000	1,144,599
2008～2014年合計	55,289	13,000 ～ 300,000	1 ～ 172,061,728	898,303

¹ 懲罰的賠償金を含まない。

² 裁定額中央値の上下 25%。中央値は裁定額の間中点を表し、裁定額の半数は中央値を上回り、半数は下回る。裁定額が傾向的に集中する値を知るために便利である。

出典：Thomson Reuters 社、「人損訴訟裁定額の最近の傾向」、第 56 版。許可を得て再録。

身体傷害に対する裁定額の中央値および平均値、賠償責任の種類別：2015年



¹ 裁定額の中央値。裁定額の半数は中央値を上回り、半数は下回る。

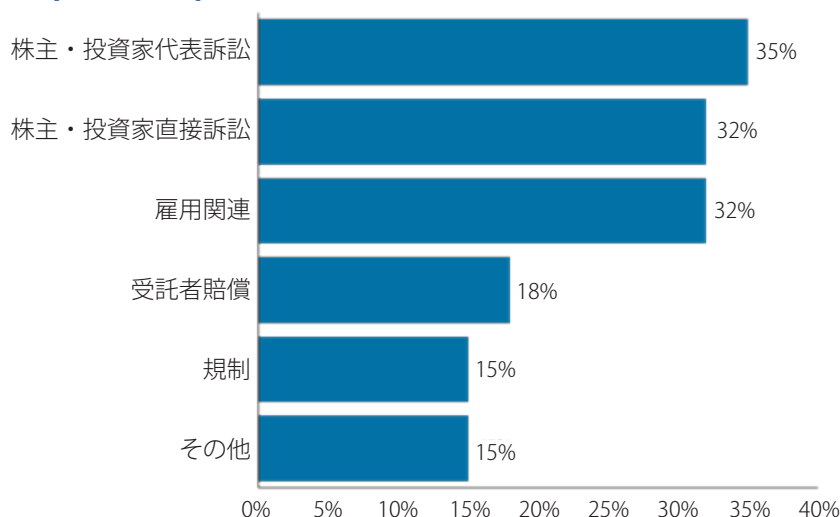
出典：Thomson Reuters 社、「人損訴訟裁定額の最近の傾向」、第 56 版。許可を得て再録。

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）は会社役員の過失行為もしくは不作為ならびに誤解を招く発言に起因して会社が訴えられた場合に、その役員への補償を担保するものである。会社役員賠償責任保険にはいくつかの形式がある。会社が役員に補償する場合の会社への担保と、役員が会社から補償を受けられない場合に役員個人の賠償責任を補償する個々の役員向けの担保（サイドA担保）、また、特に会社に対して賠償請求がなされた場合に備える法人向けの担保も手配可能である。会社役員賠償責任保険の保険証券の担保範囲を拡張して、雇用慣行賠償責任も含めることができる。雇用慣行賠償責任保険はまた、独立の保険としても加入することができる。

Risk and Insurance Management Society が 2017 年に 759 社・団体を対象として行った RIMS ベンチマーク調査によれば、2016 年は企業の 62% が D&O 保険を購入している。加入率は特に通信サービスで高く、調査に回答した企業の 94% が購入、第 2 位は専門サービスで回答した企業の 81% が購入していた。JLT Specialty 社が D&O 保険を購入した米国企業 157 社を対象に行った 2015 年の D&O 保険調査（入手可能な最新データ）によれば、購入した D&O 保険の限度額は平均値で 1 億 3,100 万ドル、中央値は 1 億 500 万ドルであった。平均値は、上場会社で 1 億 7,000 万ドル、非上場会社で 9,800 万ドルであった。また、限度額を増額した企業は上場会社で 24%、非上場会社で 17% であった。2015 年の調査によれば、回答を寄せた企業の 31% が過去 5 年間に請求を受けていると回答している。この比率は非営利法人で最も高く 58% であった。

会社役員損害賠償請求の種類別内訳（所有形態別）： 2011 年～2014 年¹



i
最も広く見られる請求種別である株主・投資家代表訴訟を受けたと報告した回答企業の割合は、2013 年の 39% から 2014 年は 35% へと低下した。

¹ 5 年間に損害賠償請求を受けたことのある調査参加者のデータに基づく。

出典：JLT Specialty 社、「2015 年米国会社役員賠償責任調査」

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

会社役員賠償責任保険引受上位 10 グループ・会社、元受収入保険料順：2016 年¹（単位：千ドル）

順位	グループ名／会社名	元受収入保険料	マーケットシェア (%)
1	American International Group (AIG)	1,009,807	15.7
2	Chubb Ltd.	825,669	12.8
3	XL Group plc	734,363	11.4
4	東京海上グループ	552,961	8.6
5	CNA Financial Corp.	407,310	6.3
6	Travelers Companies Inc.	305,899	4.8
7	American Financial Group Inc.	237,584	3.7
8	Liberty Mutual	188,165	2.9
9	Berkshire Hathaway Inc.	177,635	2.8
10	Alleghany Corp.	159,557	2.5

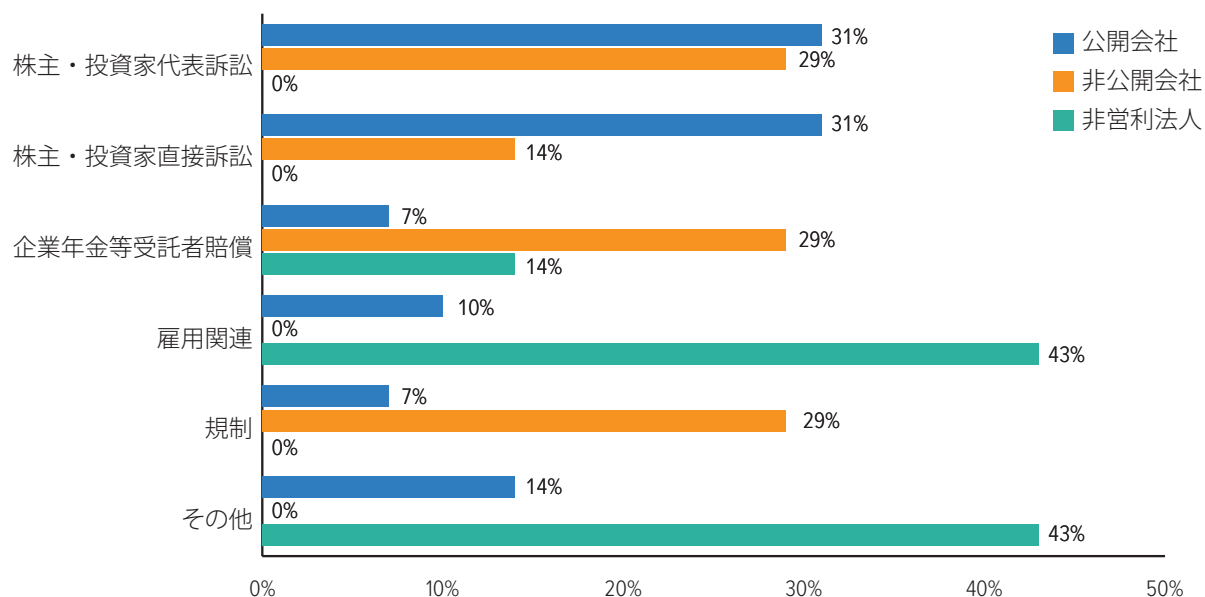
¹ 役員賠償責任保険単体を販売する損害保険会社を含む。企業総合保険パッケージの一部として購入することも可能。一部州基金を含む。

出典：S&P Global Market Intelligence 社を情報源とする全米保険庁長官会議（NAIC）データ、米国保険情報協会



S&P Global Market Intelligence 社によれば、2016 年の会社役員賠償責任保険の元受収入保険料は 64 億ドルであった。

米国における会社役員損害賠償請求、原告分類別割合：2011 年～2014 年¹



¹ 4 年間に損害賠償請求を受けたことのある調査参加者のデータに基づく。

出典：JLT Specialty 社、「2015 年米国会社役員賠償責任調査」

9. コストに影響を及ぼす要因 訴訟問題

雇用慣行賠償責任保険

雇用慣行賠償責任保険（EPL）は、1990年米国障害者法、1991年公民権法の成立を受けた雇用関連訴訟の増加を受け、1990年に開発・導入された。この保険は、仕事関連の差別、ハラスメント、不当解雇等、様々な雇用関連訴訟に係るコストを補償するものである。

Risk and Insurance Management Societyによれば、2001年から2004年にかけて保険料が急増している。会社役員賠償責任保険に雇用慣行賠償責任補償を追加する傾向が強かったが、近年、企業は単体の雇用慣行賠償責任保険を購入する傾向にある。大手保険会社20社ほど、および中小保険会社20社ほどが雇用慣行賠償責任保険を提供している。2017年のRIMSベンチマーク調査によれば、2016年は回答者759人中の39%がEPL保険を購入している。購入率は工業分野で高く回答者の69%が購入、以下、銀行（67%）、一般消費財（66%）、通信サービス（64%）、専門サービス（56%）と続く。保険料ベースでEPL保険の最大手はAmerican International Group社で2016年のマーケットシェアは25.8%、以下、Chubb社（16.7%）、Zurich社（8.6%）、AXIS Capital Holdings社（8.2%）、Markel社（6.0%）となっている。

雇用慣行賠償責任の傾向：2011年～2015年（単位：ドル）

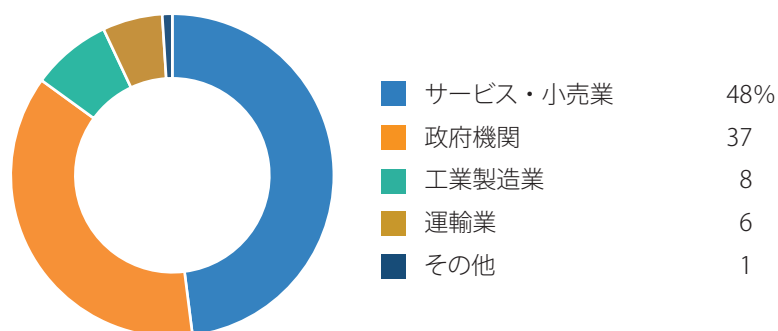
年	賠償金の中央値	確率の範囲 ¹
2011	271,000	83,811 ～ 552,500
2012	68,195	11,598 ～ 256,254
2013	100,000	15,707 ～ 251,623
2014	86,500	20,000 ～ 301,716
2015	75,324	15,961 ～ 300,000



¹ サンプルを昇順に並べた際、全裁定額中、中央の50%に来る裁定額から上下25%の範囲。

出典：Thomson Reuters社、「雇用慣行賠償責任：裁定額の傾向と統計」、2016年版。許可を得て再録。

雇用慣行賠償責任、被告業種別：2009年～2015年¹



¹ 原告・被告に対する賠償裁定に基づく。

出典：Thomson Reuters社、「雇用慣行賠償責任：裁定額の傾向と統計」、2016年版。許可を得て再録。

株主代表訴訟

Cornerstone Research 社は、根拠のない株主代表訴訟を抑えることを目的とした 1995 年民事証券訴訟改革法が成立した後の証券集団訴訟の和解と提訴を毎年分析している。

i
2016 年は証券集団訴訟の提訴件数が過去最多となった。

2016 年の提訴は、バイオテクノロジー、製薬、ヘルスケアなど非循環消費財企業に対するものが多かった。

2017 年上期は、証券集団訴訟の提訴件数が 226 件に達している。2016 年は通年で 270 件であった。

2017 年上期の提訴件数は 2016 年下期比で 49% 増加している。この増加率は、証券クリアリングハウスがデータ追跡を開始した 1996 年以降で最大である。

改革法成立後の証券集団訴訟件数、業種別：1997 年～2016 年¹

業種	1997～2015年平均	2015年	2016年
消費財	68	77	133
金融	34	17	34
テクノロジー	24	23	26
工業	17	19	24
通信	29	26	16
エネルギー	8	11	16
素材	4	9	11
公益	3	4	3
その他	1	2	7
合計	188	188	270

¹ 1995 年民事証券訴訟改革法。

出典：Cornerstone Research 社

改革法成立後の証券集団訴訟：1996 年～2016 年¹ (2016 年価格)

和解	1996～2015年	2015年	2016年
最小値	10万ドル	40万ドル	90万ドル
中央値	830万ドル	610万ドル	860万ドル
平均値	5,550万ドル	3,840万ドル	7,050万ドル
最大値	86億ドル	9億8,280万ドル	16億ドル
和解額合計	853億ドル	31億ドル	60億ドル
和解件数	1,536	80	85

¹ 1995 年民事証券訴訟改革法。Cornerstone Research 社によりインフレ調整済み。

出典：Cornerstone Research 社、「証券集団訴訟：2016 年の概観と分析」、2017 年、Cornerstone Research 社

米国保険情報協会ストア (I.I.I. Store)

米国保険情報協会ストアでは、米国保険情報協会の発行する様々な書籍やパンフレットを購入できます。印刷媒体、PDF ファイル形式で注文可能です。数量割引対象も多数あります。ご注文はオンライン、電話（212-346-5500）または E メール（publications@iii.org）にて。

ファクトブック (Insurance Fact Book)

多数の情報、統計データ、表、グラフを網羅した、参照しやすい保険業界の年鑑。

保険ハンドブック (Insurance Handbook)

ジャーナリスト、政策立案者、学生、保険会社従業員、規制当局者等に向けて作成された保険業界ガイドブック。

あなたの事業に保険をかける：小規模事業者のための保険ガイド (Insuring Your Business: A Small Businessowners' Guide to Insurance)

小規模事業者向け総合保険ガイド。

保険はいかに経済を支えているか (オンライン) (A Firm Foundation Online: How Insurance Supports The Economy)

雇用の提供、資本市場への資金供給から、個人・企業に対する経済的安定と所得の提供まで、保険が経済を支える仕組みを数多く取り上げている。国および州のデータを掲載。一部の州に関しては、州別版も発行。

企業保険 (オンライン) (Commercial Insurance Online)

企業保険市場のガイド。企業保険の内容、仕組み、主な市場参加者など。

米国保険情報協会 保険日報 (I.I.I. Insurance Daily)

保険業界の重要な出来事、問題、動向に関する最新情報を多数の読者に継続して提供。申込みにより購読可能。平日早朝、Eメールで配信。申込先：daily@iii.org

ソーシャルメディア

米国保険情報協会には、以下のアドレスからもアクセスできます。



Insurancelnformationinstitute



iiivideo



@III_Research



insurance-information-institute



Know Your Plan™ (計画を知る) は賞を獲得した災害準備アプリで、問題発生に先立ち、ユーザーやその家族、ペットが危険に巻き込まれないようサポートします。デフォルトで掲載されているチェックリストを使用して、リスクを最小化するためのコツやリスクに備える手順を知ることができます。または、ご自身でカスタマイズしたリストを作成することも可能です。いずれの方法で作成したリストでも、作成日、作成状況、メモ、連絡先一覧、その他情報を記録することができ、あなたの作成したリストを家族や友人と共有することができます。



The Triple-I Blog (米国保険情報協会のブログ)

保険に関する理解を深めるのに役立ちます。

MEMBERS

I.I.I. Member Companies

AEGIS Insurance Services Inc.
Allianz of America, Inc.
Allstate Insurance Group
American Agricultural Insurance Company
American Family Insurance
American Integrity Insurance Company
American Reliable Insurance
Amerisure Insurance Companies
Arch Insurance Group
Argo Group US
Arthur J. Gallagher
Beacon Mutual Insurance Company
BITCO Insurance Companies
Canal Insurance
Chesapeake Employers' Insurance Company
Chubb
Church Mutual Insurance Company
The Concord Group
COUNTRY Financial
Country-Wide Insurance Company
CNA
CSAA Insurance Group
CUMIS Insurance Society, Inc.
Dryden Mutual Insurance Company
EMC Insurance Companies
Enumclaw Insurance Group
Erie & Niagara Insurance Association
Erie Insurance Group
Farm Bureau Town and Country Insurance Company of Missouri
Farmers Group, Inc.
GEICO
Gen Re
Germania Insurance
Grange Insurance Association
Grange Insurance Companies
The Hanover Insurance Group Inc.
The Harford Mutual Insurance Companies
The Hartford Financial Services Group
The Horace Mann Companies
Island Insurance Companies
Kemper Corporation

Liberty Mutual Group
Lloyd's
Lockton Companies
MAPFRE USA
MEMIC
MetLife Auto & Home
Millville Mutual Insurance Company
Missouri Employers Mutual Insurance
MMG Insurance Company
Motorists Insurance Group
Munich Re
Nationwide Mutual Insurance Company
The Norfolk & Dedham Group
Northern Neck Insurance Company
Nuclear Electric Insurance Limited
Ohio Mutual Insurance Group
PartnerRe
Pennsylvania Lumbermens Mutual Ins. Co.
Providence Mutual Fire Insurance Company
SECURA Insurance Companies
Selective Insurance Group
State Auto Insurance Companies
State Farm Mutual Automobile Ins. Co.
The Sullivan Group
Swiss Re
The Travelers Companies
USAA
Utica National Insurance Group
Westfield Group
W. R. Berkley Corporation
XL Catlin
Zurich North America

Associate Members

ANE, Agency Network Exchange, LLC
California Earthquake Authority
Deloitte
Farmers Mutual Fire Insurance of Tennessee
Imperial PFS
Mutual Assurance Society of Virginia
Sompo Japan Research Institute, Inc.
Transunion Insurance Solutions

Academic And Governmental Members

Cornell University

Drake University

East Carolina University

Florida State University

Fudan University

The Glasgow Caledonian University

Illinois State University

LaSalle University

New Mexico University

Old Dominion University

Olivet College

Pennsylvania State University

St. John's University

St. Joseph's University

Temple University

TesTeachers

U.S. Department of Commerce – Bureau of Economic Analysis

University of Alabama

University of Central Arkansas

University of Cyprus

University of Georgia

University of Guelph

University of Hawaii – West Oahu

University of Illinois at Urbana-Champaign

University of Minnesota

University of Mississippi

University of Missouri Law School

University of North Texas

University of South Carolina

University of Southern Maine

University of Texas at Dallas

University of Westminster

University of Wisconsin-Madison

Insurance Information Institute

110 William Street
New York, NY 10038
212-346-5500 | www.iii.org

STAFF

James P. Ballot	Senior Advisor, Strategic Communications	jamesb@iii.org
Michael Barry	Senior Vice President, Head of Media and Public Affairs	michaelb@iii.org
Brent Carris	Research Assistant	brentc@iii.org
Katrina K. Cheung	Communications Manager	katrinac@iii.org
Rita El-Hakim	Manager, Operations and Office Services	ritae@iii.org
Laura Favinger	Chief Administrative Officer	lauraf@iii.org
Mary-Anne Firreno	Research Manager	mary-annef@iii.org
Valerie Germain	Executive Assistant	valerieg@iii.org
Jennifer Ha	Head of Editorial and Publications	jenniferh@iii.org
Sean Kevelighan	Chief Executive Officer	seank@iii.org
Katja Charlene Lewis	Web Content Manager	charlenel@iii.org
Shorna Lewis	Director – Operations	shornal@iii.org
Chi Wai Lima	Creative Director	chiwail@iii.org
James Lynch, FCAS, MAAA	Chief Actuary and Vice President – Research and Education	jamesl@iii.org
Chris Mortenson	Senior Accountant	chrism@iii.org
Kristin Palmer	Chief Communications Officer	kristinp@iii.org
Marielle Rodriguez	Brand and Design Coordinator	marieller@iii.org
Maria Sassian	Research Manager	marias@iii.org
Steven Weisbart, Ph.D., CLU	Senior Vice President and Chief Economist	stevenw@iii.org

REPRESENTATIVES

William J. Davis	Georgia Media Relations	billjoe@bellsouth.net
Robert P. Hartwig, Ph.D., CPCU	Special Consultant	bobh@iii.org
Lynne McChristian	Florida Media Relations	lynnem@iii.org
Janet Ruiz	California Media Relations	janetr@iii.org